

①気象学会による論文発表妨害事件

東京高等裁判所は、8月25日、①本件控訴を棄却する②控訴費用は控訴人の負担とする、と判決した。その内容は、原判決の判断を、一部字句訂正したほかは、全面的に引用し、これに「被控訴人の広範な裁量の下において実現される」と補足して、控訴人の主張をことごとく撥ねつけた。

控訴人は、原判決の間違ひとして、気象学会は諸規則により運営され、これにより裁量の範囲は制限され、論文掲載は査読指針によると指摘した。この査読指針によれば、論文採用の必要要件と査読者の参考意見は区別され、参考意見は短報として別に掲載することで解決される。つまり、査読者の参考意見は学会誌の誌上討論として公開される。

事実経過では、提出論文は2回の査読で必要要件は解消され、残るは査読者の参考意見との著者の意見の相違であった。これは、査読指針にあるように、査読者による短報掲載で解決できる。しかし、判決はこれを採用しなかった。

つまり、気象学会は、公正に審査をするための査読指針を無視し、恣意的に審査したのであるが、高裁はこの査読指針に反する審査を容認したもので、不当である。

この高裁判決によれば、論文掲載について、科学的見解の一方の立場で、他の科学的見解を排除できることになり、学問の自由が犯される。最高裁への上告を検討する。

添付書類 高裁判決、地裁判決判断の引用部分

②東京大学による名誉棄損・憲法違反事件

原告は、本件事件の陳述書を、8月24日、東京地裁に提出した。準備書面は、本人の主張を述べるものであって、証拠にはならない。これに対し、本人訴訟での陳述書は、本人尋問(本人が自問自答すること)の代わりに証拠として提出するものである。

この陳述書では、以下の順序で、本件での事実を指摘する。

1. 科学者としての自己紹介
2. 別件・気象学会による論文掲載拒否事件
3. 本件・東京大学による名誉棄損・憲法違反事件
4. 本件名誉棄損における被害の大きさ
5. 両事件の発端は小宮山東京大学前総長
6. 本件の本質①・東京大学による名誉棄損
7. 本件の本質②・東京大学による憲法第21条違反
8. 本件提訴の影響と効果
9. 求める救済の変更とその説明

東京大学が、その発行した書物で科学者を名誉棄損しただけでなく、準国家機関である東京大学が一般人を名指しして攻撃するなど、一般人の表現の自由を侵害した。これは憲法第21条違反である。またこの書物の発行は国立大学法人法第22条に違反する。

第5回口頭弁論、10年8月31日(火)1時15分、東京地裁411号法廷